

申請者ご本人が、氏名・住所・電話番号等を記入して下さい。

小型船舶操縦士身体検査証明書 記入要領(受験用)

小型船舶操縦士身体検査証明書

(申請者記入)

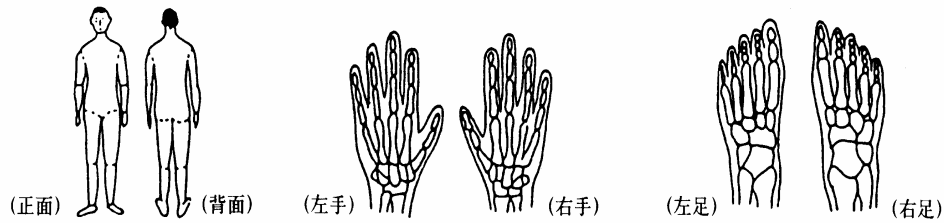
氏名 (ふりがなをつけること)	性別
出生年月日	男女
年月日	更新をし、又は再交付を受けようとする操縦免許証に係る資格又は受けようとする試験の種類
現住所	
TEL ()	

(写真)

次のような写真をはり付けること。
1 縦 45mm~35mm
横 35mm~24mm
2 申請日前6月以内撮影
3 無帽、正面上半身

写真の割印は、医師又は検査員の押印による。

(2) 身体機能の障害の部位 (身体機能の障害がある者の場合のみ記入)
切断部位は、障害部位はにより図示すること。



(3) 運動機能 (身体機能の障害がある者の場合のみ記入)

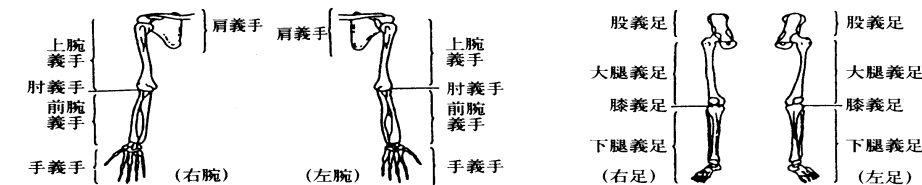
関節の屈伸

手指の屈伸	できる	できない
手の屈伸	できる	できない
膝の屈伸	できる	できない
歩行	できる	できない

障害のある関節 (関節の屈伸のいずれかができなかった者の場合のみ記入)

手関節	肘関節	肩関節
左右	左右	左右
股関節	膝関節	足関節
左右	左右	左右

(4) 義手義足 (義手又は義足を装着している者の場合のみ記入)
義手義足を装着している部分を // により図示すること。



6 医師又は検査員所見
(受検者の小型船舶操縦者としての業務又は操縦について指摘すべきことがあれば記入)

記名押印または署名 検査を行った日
電話番号もお願いします。

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第9の検査項目について検査を行った結果、上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

医師又は検査員の氏名
医療機関又は講習機関の名称
及び所在地

身体検査基準(参考)

- 視力
両眼とも0.6以上であること。(矯正可)
ただし、一眼の視力が0.5未満の場合は、他眼の視野が左右150度以上であること。
- 弁色力
検査結果が「その他」の場合は、試験機関の身体検査において「灯色識別検査」を行います。この検査に合格しない場合であっても、航路標識の彩色を識別できる場合は、航行する時間帯を限定した免許を取得することができます。
- 聴力
5m以上の距離で話声語(普通の大さの声)又は汽笛音が弁別できること。(補聴器使用可)
- 疾病及び身体機能の障害
軽症で業務に支障をきたさないと認められること。ただし、身体機能の障害の程度により、船舶の一部の設備や航行の目的を限定した免許となる場合があります。

詳細は、下記事務所相談コーナーへお問い合わせ下さい。

(医師又は検査員記入)

1 視力

視力 (矯正で可)	左	右
視野 (矯正をしても一眼が0.5未満のものの場合のみ記入)	左	右

医師の割印

2 弁色力
(更新又は失効再交付に係る者の場合は記入不要)

正常	その他
----	-----

該当するものに印を付けて下さい。

3 聴力

5mの話声語の弁別	可	不可
上欄の5mの話声語の弁別について「不可」の者にあつては汽笛の音の弁別 (医師が検査を行う場合は記入不要)	可	不可

4 疾病

疾病の有無	病名及び程度 (疾病のある者の場合のみ記入)	業務への支障
有 無		有 無

5 身体機能の障害
(1) 身体機能の障害の有無

身体機能の障害の有無	障害の内容及び程度
有 無	障害がある場合、(3)運動機能も記入
握力 (両手の手指に障害のある者の場合のみ記入)	左 kg 右 kg

医師へのお願い

1. 各項目をもれなくご記入下さい。訂正する場合は二本線を引き、必ず訂正印(写真の割印と同じもの)を押印して下さい。
2. ご本人が弁色力検査を希望しない場合は、弁色力欄は空欄でお願いします。
3. ご不明な点がございましたら、右の事務所へお問合せ下さい。

お問合せ先

北海道事務所	0134 - 32 - 5123
東北事務所	022 - 298 - 5432
関東事務所	045 - 201 - 1222
北陸信越事務所	025 - 283 - 1996
中部事務所	052 - 331 - 0185
近畿事務所	06 - 6882 - 5846
中国事務所	082 - 227 - 5323
四国事務所	087 - 837 - 6399
九州事務所	093 - 332 - 1537
沖縄事務所	098 - 861 - 0474

小型船舶操縦士身体検査証明書

(申請者記入)

氏 名 (ふりがなをつけること)		性 別
		男 女
出生の年月日	更新をし、又は再交付を受けようとする操縦免許証に係る資格又は受けようとする試験の種類	
年 月 日	級 小型船舶操縦士	
現 住 所		
〒 -		
TEL ()		

(写 真)
 次のような写真をはり付けること。
 1 縦 45mm~30mm
 横 35mm~24mm
 2 申請日前6月以内撮影
 3 無帽、正面上半身



写真の刷印は、医師又は検査員の押印による。

(医師又は検査員記入)

1 視 力

視 力 (矯正で可)	左	右
視 野 (矯正をしても一眼が0.5未満のものの場合のみ記入)	左	右

2 弁 色 力

(更新又は失効再交付に係る者の場合は記入不要)

正 常	そ の 他
-----	-------

3 聴 力

5 m の 話 声 語 の 弁 別	可	不可
上欄の5mの話声語の弁別について「不可」の者にあつては汽笛の音の弁別 (医師が検査を行う場合は記入不要)	可	不可

4 疾 病

疾病の有無	病 名 及 び 程 度 (疾病のある者の場合のみ記入)	業 務 へ の 支 障
有 無		有 無

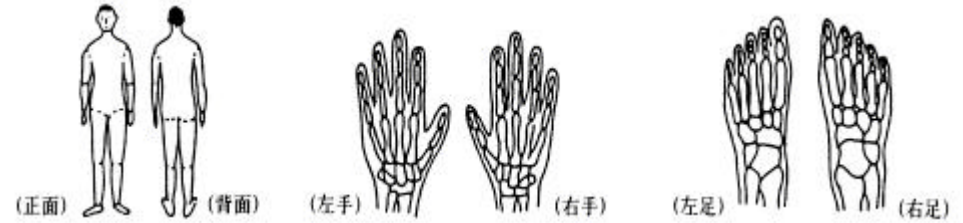
5 身体機能の障害

(1) 身体機能の障害の有無

身体機能の障害の有無	障 害 の 内 容 及 び 程 度	
有 無		
握力 (両手の手指に障害のある者の場合のみ記入)	左	右
	kg	kg

(2) 身体機能の障害の部位 (身体機能の障害がある者の場合のみ記入)

切断部位は 、 障害部位は [////] により図示すること。



(3) 運動機能 (身体機能の障害がある者の場合のみ記入)

関節の屈伸

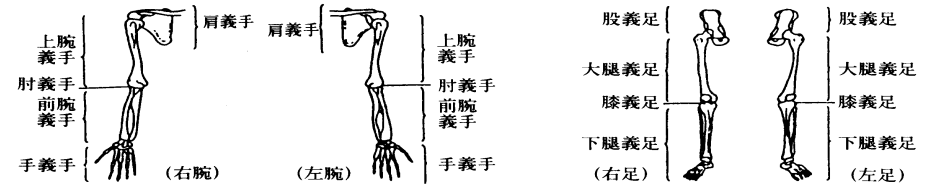
手指の屈伸	できる	できない
手の屈伸	できる	できない
膝の屈伸	できる	できない
歩 行	できる	できない

障害のある関節 (関節の屈伸のいずれかができなかった者の場合のみ記入)

手 関 節	肘 関 節	肩 関 節
左 右	左 右	左 右
股 関 節	膝 関 節	足 関 節
左 右	左 右	左 右

(4) 義手義足 (義手又は義足を装着している者の場合のみ記入)

義手義足を装着している部分を [////] により図示すること。



6 医師又は検査員所見

(受検者の小型船舶操縦者としての業務又は操縦について指摘すべきことがあれば記入)

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第 8 の検査項目について 年 月 日
 検査を行った結果、上記のとおりであることを証明します。

医師又は検査員の氏名
 医療機関又は講習機関の名称
 及 び 所 在 地

